

平成27年12月2日

## くるみん認定通知書交付式を実施しました！ (基準適合一般事業主認定)

### 住商エアバッグ・システムズ株式会社

(所在地：松浦市 業種：製造業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成27年11月16日に「住商エアバッグ・システムズ株式会社」（代表取締役 兼八 晃）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



住商エアバッグ・システムズ株式会社

常務取締役 管理本部長 小原 昭弘 様

大塚 長崎労働局長

# 住商エアバッグ・システムズ株式会社の取組の概要

## 認定企業（住商エアバッグ・システムズ株式会社）の概要

所在地 松浦市  
労働者数 207人（男性145人、女性62人）  
事業内容 製造業



## 行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成25年4月1日～平成27年9月24日）

- 1 育児休業等の取得状況を次の水準以上にする
  - 男性社員 次の～のうちいずれかを達成する
    - 育児休業を1名以上取得すること
    - 小学校就学始期に達するまでの子のための看護休暇を1名以上利用すること
    - 3歳未満の子のための短時間勤務制度を1名以上利用すること
  - 女性社員
    - 育児休業の取得率100%以上を維持すること
- 2 年次有給休暇取得の促進を図る

## 企業からの一言

### 行動計画策定に当たって工夫した点

男性の育児休業の取得は「特別」なことであると思われており、心理的なハードルが高く阻害要因になっていると考え、意識改革や取得しやすい環境づくりが最優先と考え、上司及び対象者へ粘り強く説明等を行いました。

また、有給休暇取得向上を目指し「見える化された管理簿」を作成し、毎月管理者へ回覧を行いました。計画期間以前から年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がありましたので、併せて時間単位の有給休暇の取得促進も行いました。

### 行動計画策定・実施の効果

行動計画期間中の女性社員の育児休業取得率は100%（取得者7名）を維持しています。さらに、行動計画期間中に、育児休業から復職後、子が3歳に達するまでの育児短時間勤務制度を6名が利用しています。

また、注力した男性育児休業の取得に関しては、2名の取得がありました。

### 育児休業を取得した男性従業員の声

待望の第1子を授かりました。夫婦共働きであり、子育ては夫婦2人でするものとの考えを持っていましたので、会社に前例はありませんでしたが、妻の育児休業が終了するタイミングで思い切って1か月の育児休業の取得を申し出ました。理解のある上司と同僚に恵まれたおかげで、申請どおりの育児休業を取得できました。休業中の家事育児は、慣れないことばかりで、ある意味仕事よりも大変な生活が待っていましたが、1か月子どもと向き合ったことで、子どもへの愛情も増しましたし、母親の大変さも身に染み貴重な体験をすることができました。一生でその時しかできない経験ですので、私に続く後輩がもっと多く出てくることを望みます。

### 育児休業を取得した男性従業員の上司の声

当社は製造業であり、効率性や収益性などを常に考えています。男性の育児休業には理解を示しているつもりでしたが、会社は余剰人員を抱えているわけでもなく、実際に相談されたときは取得をさせるとしても1か月の間どのようにワークシェアするか悩み、部内で検討を重ねました。その結果、他の部員全員が育児休業に理解を示し、協力し合いながら不足部分をカバーしてくれました。

今後、少子高齢化は加速度的に進み、労働力人口の減少が経営に多大なる影響を及ぼすことは想像がつきますので、男性従業員の育児休業取得に限らず、子育てがしやすい企業を目指し、より多くの子どもが当地に安心して住めるように企業努力したいと思います。



住商エアバッグ・システムズ株式会社

常務取締役 管理本部長 小原 昭弘 様

大塚 長崎労働局長

\* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

\* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

\* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000074918.pdf>

\* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>



この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、  
長崎労働局雇用均等室 電話 095(801)0050